

●総合口座取引規定

改定前	改定後
<p>11. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>18. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p>19. (貸付信託保有者に関する特約)</p> <p>貸付信託保有者は、すべての記名式貸付信託、記名式貸付信託受益証券、収益振込口金銭信託ならびに貸付信託を担保とする当座貸越の取引が存続する期間に限り、以下の特約を適用します。</p> <p>(1) この規定において「総合口座」を「信託総合口座」と読み替えます。</p> <p>(2) 第1条第1項第4号の次に次の4号を加えます。</p> <p>⑤ 記名式貸付信託(以下「貸付信託」といいます。)</p> <p>⑥ 収益振込口金銭信託</p> <p>⑦ 第6号の貸付信託を担保とする当座貸越</p> <p>⑧ 記名式貸付信託受益証券(以下「受益証券」といいます。)の預り</p>	<p>11. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>18. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況</u>の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当社ウェブサイトへの掲載による公表</u>その他相当の方法で<u>周知</u>することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p> <p>19. (貸付信託保有者に関する特約)</p> <p>(削除)</p>

(3) 第2条第4項の次に次の2項を加えます。

(5) 貸付信託へ信託された金銭の支払いは取引店のほか当社の国内本支店でも取扱います。

(6) 収益振込口金銭信託へ信託する金銭は、この取引による貸付信託の収益金に限るものとし、その受入れまたは支払いは取引店のほか当社の国内本支店でも取扱います。

(4) 第4条第1項を次の通り改めます。

普通預金の払戻しまたは貸付信託・収益振込口金銭信託・定期預金の解約金等・貸付信託の買取り、譲渡の承諾、受益証券、預金証書あるいは信託証書の発行等を請求するときは、当社所定の請求書等に届出の印章により記名押印して、この通帳(通帳が複数冊にわたる場合は、取引を行う普通預金、貸付信託、収益振込口金銭信託、定期預金または国債等の記載された通帳のすべて)とともに提出してください。

(5) 第7条第1項中「定期預金および国債等」を「貸付信託、定期預金および国債等」に改めます。

(6) 第7条第2項第1号を次の通り改めます。

この取引のうち、貸付信託についてはその信託金の合計額の90%(1,000円未満は切捨てます。)、定期預金についてはその合計額の90%(1,000円未満は切捨てます。の合計額、または500万円のうちいずれか少ない金額。

(7) 第8条第1項中「定期預金または国債等」を「貸付信託、定期預金または国債等」に改めます。

(8) 第8条第1項第1号を次の通り改めます。

この取引の貸付信託および定期預金には、次の金額を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

A. 貸付信託を担保とする場合 556万円

B. 定期預金を担保とする場合 556万円

(9) 第8条第2項中「定期預金または国債等」を「貸付信託、定期預金または国債等」に改めます。

(10) 第8条第2項第1号を次の通り改めます。

貸付信託または定期預金を担保とする貸越利率と国債等を担保とする貸越利率が

同一の場合には、まず、貸付信託または定期預金を担保とします。

(11) 第8条第2項第2号を次の通り改めます。

貸越利率が同一となる貸付信託または定期預金が数口ある場合には、信託契約日(継続をしたときはその継続日)または預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。

さらに、信託契約日(継続をしたときはその継続日)または預入日(継続をしたときはその継続日)も同一となる場合には、定期預金、貸付信託の順とします。

(12) 第8条第3項第2号の次に次の1号を加え、第8条第3項第3号から第4号を第8条第3項第4号から第5号に改めます。

③貸越金の担保となっている貸付信託について償還、買取り、譲渡、(仮)差押または受益証券の発行(以下「償還等」といいます。)があった場合には、前条第2項第1号により算出される金額については、その償還等の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

ただし、(仮)差押の対象が貸付信託の一部となる場合には、当該貸付信託を10,000円単位で除外するものとします。

(13) 前項による第8条第3項第5号を次の通り改めます。

⑤当社は、(仮)差押えの対象となった貸付信託、定期預金または国債等を、(仮)差押の管理を目的として、信託総合口座通帳とは別に管理することができるものとします。

(14) 第9条第1項第1号Bの次に次のCを加えます。

C. 貸付信託を貸越金の担保とする場合契約ごとにその予想配当率に年0.5%を加えた利率

(15) 第9条第1項第3号を次の通り改めます。

この取引による貸付信託の全額の償還等、定期預金の全額の解約等、国債等の全部の引出し、振替え、買取りまたは償還により、貸付信託、定期預金、国債等のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。なお、貸付信託の一部について償還等、定期預金の一部について解約等、国債等の一部について引出し、振替え、買取りまたは償還があった場合でも、貸越元利金の額が残存する貸付信託、定期預金、国債等の金額にそれぞれ第7条第2項第

1号および第2号で定める割合を乗じた額を上回る場合は同様とします。

(16) 第11条第4項を次の通り改めます。

通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、もしくは貸付信託・収益振込口金銭信託の信託金または収益金の支払い、定期預金の解約金の支払い、および受益証券・預金証書もしくは信託証書の発行ならびに貸付信託の買取り、譲渡の承諾、または通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(17) 第13条第1項第2号中「定期預金、国債等」を「貸付信託、定期預金、国債等」に改めます。

(18) 第14条第1項を次の通り改めます。

普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、取引店のほか当社国内本支店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に貸付信託、収益振込口金銭信託、定期預金、または国債等の記載がある場合で、貸付信託、収益振込口金銭信託、または定期預金の残高があるときは、別途に受益証券、信託証書、預金証書または通帳を発行し、国債等の残高があるときは別途に債券保護預り通帳(兼振替決済口座通帳)を発行します。

(19) 第15条第1項第4号の次に次の1号を加え、第15条第1項第5号を第15条第1項第6号に改めます。

⑤この取引の貸付信託については、その償還日前でも信託金および収益金と貸越元利金等とを相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の貸付信託を償還し、もしくは買取りまたは処分の上、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。弁済にあてる場合の貸付信託の買取りまたは処分にあたっては、当社所定の買取割引料を収受するものとします。また、償還金または取得金がこの取引による債務を上回る場合は、その上回る金額についてこの取引の普通預金に入金するものとします。

(20) 第16条第1項中「定期預金」を「貸付信託、収益振込口金銭信託および定期預金」に改めます。

(21) 第16条第2項を次の通り改めます。

<p>(2)前項本文の場合において、当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾するときは、当社所定の書式により行います。また、貸付信託または受益証券の譲渡を承認する場合も同様とします。</p> <p>(22) 第17条第1項を次の通り改めます。</p> <p>貸付信託、収益振込口金銭信託(以下「貸付信託等」といいます。)および定期預金は、償還日または満期日が未到来であっても、当社に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務(委託者及び受益者全員の同意がなく、かつ元本補てん契約のない信託勘定に属する債務を除きます。以下本条について同じです。)と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、貸付信託等は元本について、また、定期預金は元利金について、各々当該債務とその対当額で相殺することができます。なお、貸付信託および定期預金が第8条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(23) 第17条第2項中「定期預金の各預金規定」を「貸付信託等の各信託約款および定期預金の各預金規定」に改めます。</p>	
--	--

●普通預金規定

改定前	改定後
<p>7.(届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p>	<p>7.(届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p>

<p>12.(規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>12.(規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当社ウェブサイトへの掲載による公表</u>その他相当の方法で<u>周知</u>することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p>
--	---

●自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期・自動継続)

改定前	改定後
<p>1.(自動継続)</p> <p>(3)第1項にかかわらず、以下の場合には、自動継続を行わないものとし、それぞれ記載のとおり取扱います。この場合、第4条のとおり取扱います。</p> <p>①この預金について、満期日(継続をしたときはその満期日。以下同じです。)までに通帳記載の取引店(以下「取引店」といいます。)に自動継続の取扱いを取消す旨のお申出があった場合</p> <p>この預金は満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。</p> <p>②第3条に定める中間払利息の支払いが行われていない場合</p> <p>この預金は満期日以後で解約の申出があった日に支払います。</p> <p>なお、利息は第3条第2項第2号のとおり取扱います。</p> <p>(4)前項のほか、以下の場合には、自動継続を行わないものとし、この預金は満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条のとおり取扱います。</p> <p>①この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合</p> <p>②相続開始のお届けがあった場合</p> <p>③この預金に対して質権が設定され、満期日において質権の解除がなされない場合(ただし、質権について別段の定めがある場合を除く)</p> <p>④前各号のほか当社が自動継続の取扱いを相当でないと認める場合</p>	<p>1.(自動継続)</p> <p>(3)第1項にかかわらず、以下の場合には、自動継続を行わないものとし、それぞれ記載のとおり取扱います。この場合、第4条第2項のとおり取扱います。</p> <p>①この預金について、満期日(継続をしたときはその満期日。以下同じです。)までに通帳記載の取引店(以下「取引店」といいます。)に自動継続の取扱いを取消す旨のお申出があった場合</p> <p>この預金は満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。</p> <p>②第3条に定める中間払利息の支払いが行われていない場合</p> <p>この預金は満期日以後で解約の申出があった日に支払います。</p> <p>なお、利息は第3条第2項第2号のとおり取扱います。</p> <p>(4)前項のほか、以下の場合には、自動継続を行わないものとし、この預金は満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条第2項のとおり取扱います。</p> <p>①この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合</p> <p>②相続開始のお届けがあった場合</p> <p>③この預金に対して質権が設定され、満期日において質権の解除がなされない場合(ただし、質権について別段の定めがある場合を除く)</p> <p>④前各号のほか当社が自動継続の取扱いを相当でないと認める場合</p>

3.(利息)

(4)第1条第3項第1号または同条第4項によりこの預金の自動継続を行わない場合のこの預金の利息(支払済の中間払利息を除きます。)は、前3項にかかわらず、あらかじめ指定された方法によらず、満期日以後(第1条第4項の場合は、満期日以後で解約可能となった後)の解約または書替継続の申出があった日にこの預金とともに支払います。この場合には、第4条のとおり取扱います。

満期日までに支払いが行われていない中間払利息も同様とします。

(6)預入日から1年後の応当日の前日まではこの預金の全部または一部について解約することはできません。ただし、当社がやむをえないと認めた場合、全部について解約に応ずることがあります。

(7)この預金の全部を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、以下の各号に表示する預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から満期日までの期間、預入日から解約日の前日までの期間(以下「預入期間」といいます。)および預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって単利の方法で計算(複利型自動継続自由金利型定期預金(M型)の場合は6か月複利の方法で計算)し、この預金とともに支払います。この場合には、第4条のとおり取扱います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息から中間払利息の支払額(中間利払日が複数ある場合は支払済の各中間払利息の合計額。以下同じです。)を控除した額を支払います。この場合、支払額が期限前解約利息を上回っているときは、その差額をこの預金から差引計算により清算します。

(以下省略)

(8)預入日から1年後の応当日以降に当社がやむを得ないものと認めたときは、この預金の一部を満期日前に解約することができるものとします。この場合、一部解約する部分についての利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数について前項に準じて計算し、一部解約する部分の預金とともに支払います。この場合には、第4条のとおり取扱います。

(以下省略)

3.(利息)

(4)第1条第3項第1号または同条第4項によりこの預金の自動継続を行わない場合のこの預金の利息(支払済の中間払利息を除きます。)は、前3項にかかわらず、あらかじめ指定された方法によらず、満期日以後(第1条第4項の場合は、満期日以後で解約可能となった後)の解約または書替継続の申出があった日にこの預金とともに支払います。この場合には、第4条第2項のとおり取扱います。

満期日までに支払いが行われていない中間払利息も同様とします。

(6)第4条第1項にかかわらず、預入日から1年後の応当日の前日まではこの預金の一部について解約することはできません。

(7)この預金の全部を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、以下の各号に表示する預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から満期日までの期間、預入日から解約日の前日までの期間(以下「預入期間」といいます。)および預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって単利の方法で計算(複利型自動継続自由金利型定期預金(M型)の場合は6か月複利の方法で計算)し、この預金とともに支払います。この場合には、第4条第2項のとおり取扱います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息から中間払利息の支払額(中間利払日が複数ある場合は支払済の各中間払利息の合計額。以下同じです。)を控除した額を支払います。この場合、支払額が期限前解約利息を上回っているときは、その差額をこの預金から差引計算により清算します。

(以下省略)

(8)預入日から1年後の応当日以後に第4条第1項により、この預金の一部を満期日前に解約する場合、一部解約する部分についての利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数について前項に準じて計算し、一部解約する部分の預金とともに支払います。この場合には、第4条第2項のとおり取扱います。

(以下省略)

<p>4.(預金の解約、書替継続)</p> <p>この預金を解約または第1条第1項に定める方法以外の方法で書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください。</p> <p>5.(届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>(新設)</p>	<p>4.(預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1)この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>(2)この預金を解約または第1条第1項に定める方法以外の方法で書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください。</u></p> <p>5.(届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>11.(規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
---	---

●自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)

改定前	改定後
<p>1.(預金の支払時期)</p> <p>(3)第1項にかかわらず、以下の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条のとおり取扱います。</p>	<p>1.(預金の支払時期)</p> <p>(3)第1項にかかわらず、以下の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条第2項のとおり取扱います。</p>

①この預金について、満期日までに証書(通帳式の場合通帳)記載の取引店(以下「取引店」といいます。)に当社所定の方法により指定口座支払の取扱いを取消す旨の申出があった場合

②満期日において、指定口座が解約等により存在しない場合

(4)前項のほか以下の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条のとおり取扱います。

①この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合

②この預金について、当社所定の書面により質権の設定を承諾した場合

③相続開始のお届けがあった場合

④前各号のほか当社が指定口座支払の取扱いを相当でないと認めた場合

3.(利息)

(3)預入日から1年後の応当日の前日まではこの預金の全部または一部について解約することはできません。ただし、当社がやむをえないと認めた場合、全部について解約に応ずることがあります。

(4)この預金の全部を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、以下の各号に表示する預入日から満期日までの期間、預入日から解約日の前日までの期間(以下「預入期間」という。)および預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって単利の方法で計算(複利型自由金利型定期預金(M型)の場合には6か月複利の方法で計算)し、この預金とともに支払います。この場合第4条のとおり取扱います。

なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息から中間払利息の支払額(中間払日が複数ある場合には支払済の各中間払利息の合計額。以下同じです。)を控除した額を支払います。この場合、中間払利息の支払額が期限前解約利息を上回っているときは、その差額をこの預金から差引計算により清算します。

①～⑤省略

①この預金について、満期日までに証書(通帳式の場合通帳)記載の取引店(以下「取引店」といいます。)に当社所定の方法により指定口座支払の取扱いを取消す旨の申出があった場合

②満期日において、指定口座が解約等により存在しない場合

(4)前項のほか以下の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条第2項のとおり取扱います。

①この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合

②この預金について、当社所定の書面により質権の設定を承諾した場合

③相続開始のお届けがあった場合

④前各号のほか当社が指定口座支払の取扱いを相当でないと認めた場合

3.(利息)

(3)第4条第1項にかかわらず、預入日から1年後の応当日の前日まではこの預金の一部について解約することはできません。

(4)この預金の全部を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、以下の各号に表示する預入日から満期日までの期間、預入日から解約日の前日までの期間(以下「預入期間」という。)および預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって単利の方法で計算(複利型自由金利型定期預金(M型)の場合には6か月複利の方法で計算)し、この預金とともに支払います。この場合第4条第2項のとおり取扱います。

なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息から中間払利息の支払額(中間払日が複数ある場合には支払済の各中間払利息の合計額。以下同じです。)を控除した額を支払います。この場合、中間払利息の支払額が期限前解約利息を上回っているときは、その差額をこの預金から差引計算により清算します。

①～⑤省略

(5)この預金が通帳式の場合は、預入日の1年後の応当日以後に当社がやむをえないものと認めるときは、この預金の一部を満期前に解約することができるものとします。この場合、一部解約する部分についての利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数について前項に準じて計算し、一部解約する部分の預金とともに支払います。この場合第4条のとおり取扱います。

(以下省略)

4.(預金の解約)

この預金を第1条第1項または第2項に定める方法以外の方法で解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して(通帳式の場合、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに)取引店のほか当社国内本支店に提出してください。

5.(届出事項の変更、証書または通帳の再発行等)

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

(新設)

(5)この預金が通帳式の場合は、預入日の1年後の応当日以後に第4条第1項により、この預金の一部を満期日前に解約することができるものとします。この場合、一部解約する部分についての利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数について前項に準じて計算し、一部解約する部分の預金とともに支払います。この場合第4条第2項のとおり取扱います。

(以下省略)

4.(預金の解約)

(1)この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2)この預金を第1条第1項または第2項に定める方法以外の方法で解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して(通帳式の場合、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに)取引店のほか当社国内本支店に提出してください。

5.(届出事項の変更、証書または通帳の再発行等)

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

12.(規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

●自動継続自由金利型定期預金規定

改定前	改定後
<p>1.(自動継続)</p> <p>(3)第1項にかかわらず、以下の場合には、自動継続を行わないものとし、それぞれ記載のとおり取扱います。この場合、第4条のとおり取扱います。</p> <p>①この預金について、満期日(継続をしたときはその満期日。以下同じです。)までに通帳記載の取引店(以下「取引店」といいます。)に自動継続の取扱いを取消す旨のお申出があった場合</p> <p>この預金は満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。</p> <p>②第3条に定める中間払利息の支払いが行われていない場合</p> <p>この預金は満期日以後で解約の申出があった日に支払います。なお、利息は、第3条第2項第2号のとおり取扱います。</p> <p>(4)前項のほか、以下の場合には、自動継続を行わないものとし、この預金は満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条のとおり取扱います。</p> <p>①この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合</p> <p>②相続開始のお届けがあった場合</p> <p>③この預金に対して質権が設定され、満期日において質権の解除がなされない場合(ただし、質権について別段の定めがある場合を除く)</p> <p>④前各号のほか当社が自動継続の取扱いを相当でないと認める場合</p> <p>3.(利息)</p> <p>(4)第1条第3項第1号または第4項によりこの預金の自動継続を行わない場合のこの預金の利息(支払済の中間払利息を除きます。)は、前3項にかかわらず、あらかじめ指定された方法によらず、満期日以後(第1条第4項の場合は、満期日以後かつ解約可能となった後)の解約または書替継続の申出があった日にこの預金とともに支払います。この場合には、第4条のとおり取扱います。</p>	<p>1.(自動継続)</p> <p>(3)第1項にかかわらず、以下の場合には、自動継続を行わないものとし、それぞれ記載のとおり取扱います。この場合、第4条第2項のとおり取扱います。</p> <p>①この預金について、満期日(継続をしたときはその満期日。以下同じです。)までに通帳記載の取引店(以下「取引店」といいます。)に自動継続の取扱いを取消す旨のお申出があった場合</p> <p>この預金は満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。</p> <p>②第3条に定める中間払利息の支払いが行われていない場合</p> <p>この預金は満期日以後で解約の申出があった日に支払います。なお、利息は、第3条第2項第2号のとおり取扱います。</p> <p>(4)前項のほか、以下の場合には、自動継続を行わないものとし、この預金は満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条第2項のとおり取扱います。</p> <p>①この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合</p> <p>②相続開始のお届けがあった場合</p> <p>③この預金に対して質権が設定され、満期日において質権の解除がなされない場合(ただし、質権について別段の定めがある場合を除く)</p> <p>④前各号のほか当社が自動継続の取扱いを相当でないと認める場合</p> <p>3.(利息)</p> <p>(4)第1条第3項第1号または第4項によりこの預金の自動継続を行わない場合のこの預金の利息(支払済の中間払利息を除きます。)は、前3項にかかわらず、あらかじめ指定された方法によらず、満期日以後(第1条第4項の場合は、満期日以後かつ解約可能となった後)の解約または書替継続の申出があった日にこの預金とともに支払います。この場合には、第4条第2項のとおり取扱います。</p>

満期日までに支払いが行われていない中間払利息も同様とします。

(6)当社がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、以下の各号に表示する預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から満期日までの期間、預入日から解約日の前日までの期間(以下「預入期間」といいます。)および預入期間に応じた次の利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって単利の方法で計算(複利型の場合は6か月複利の方法で計算)し、この預金とともに支払います。この場合には、第4条のとおり取扱います。

(以下省略)

4.(預金の解約、書替継続)

この預金を解約または第1条第1項に定める方法以外の方法で書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください。

5.(届出事項の変更、証書または通帳の再発行等)

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

8.(一部の解約等)

(1)この預金は満期日前にその一部を解約することはできません。

満期日までに支払いが行われていない中間払利息も同様とします。

(6)この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、以下の各号に表示する預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から満期日までの期間、預入日から解約日の前日までの期間(以下「預入期間」といいます。)および預入期間に応じた次の利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって単利の方法で計算(複利型の場合は6か月複利の方法で計算)し、この預金とともに支払います。この場合には、第4条第2項のとおり取扱います。

(以下省略)

4.(預金の解約、書替継続)

(1)この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2)この預金を解約または第1条第1項に定める方法以外の方法で書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください。

5.(届出事項の変更、証書または通帳の再発行等)

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

8.(一部の解約等)

(1)第4条第1項にかかわらず、この預金は満期日前にその一部を解約することはできません。

(新設)	<p>11.(規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>
------	--

●自由金利型定期預金規定

改定前	改定後
<p>1.(預金の支払時期)</p> <p>(3)第1項にかかわらず、以下の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条のとおり取扱います。</p> <p>①この預金について、満期日までに証書(通帳式の場合通帳)記載の取引店(以下「取引店」といいます。)に当社所定の方法により指定口座支払の取扱いを取消す旨の申出があった場合</p> <p>②満期日において、指定口座が解約等により存在しない場合</p> <p>(4)前項のほか、以下の各号の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条のとおり取扱います。</p> <p>①この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合</p> <p>②この預金について、当社所定の書面により質権の設定を承諾した場合</p> <p>③相続開始のお届けがあった場合</p> <p>④前各号のほか当社が自動支払の取扱いを相当でないと認めた場合</p> <p>3.(利息)</p> <p>(3)当社がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、以下の各号に表示する預入日か</p>	<p>1.(預金の支払時期)</p> <p>(3)第1項にかかわらず、以下の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条第2項のとおり取扱います。</p> <p>①この預金について、満期日までに証書(通帳式の場合通帳)記載の取引店(以下「取引店」といいます。)に当社所定の方法により指定口座支払の取扱いを取消す旨の申出があった場合</p> <p>②満期日において、指定口座が解約等により存在しない場合</p> <p>(4)前項のほか、以下の各号の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条第2項のとおり取扱います。</p> <p>①この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合</p> <p>②この預金について、当社所定の書面により質権の設定を承諾した場合</p> <p>③相続開始のお届けがあった場合</p> <p>④前各号のほか当社が自動支払の取扱いを相当でないと認めた場合</p> <p>3.(利息)</p> <p>(3)この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、以下の各号に表示する預入日から満期日までの期</p>

ら満期日までの期間、預入日から解約日の前日までの期間(以下「預入期間」といいます。)および預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって単利の方法で計算(複利型自由金利型定期預金の場合は6か月複利の方法により計算)し、この預金とともに支払います。この場合第4条のとおり取扱います。

(以下省略)

4.(預金の解約)

この預金を第1条第1項または第2項に定める方法以外の方法で解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して(通帳式の場合、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに)取引店のほか当社国内本支店に提出してください。

5.(届出事項の変更、証書または通帳の再発行等)

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

9.(一部の解約等)

(1)この預金は満期日前にその一部を解約することはできません。

間、預入日から解約日の前日までの期間(以下「預入期間」といいます。)および預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって単利の方法で計算(複利型自由金利型定期預金の場合は6か月複利の方法により計算)し、この預金とともに支払います。この場合第4条第2項のとおり取扱います。

(以下省略)

4.(預金の解約)

(1)この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2)この預金を第1条第1項または第2項に定める方法以外の方法で解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して(通帳式の場合、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに)取引店のほか当社国内本支店に提出してください。

5.(届出事項の変更、証書または通帳の再発行等)

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

9.(一部の解約等)

(1)第4条第1項にかかわらず、この預金は満期日前にその一部を解約することはできません。

(新設)	<p>12.(規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>
------	--

●自動継続新型定期預金(固定型)＜グッドセレクト(固定型)＞規定

改定前	改定後
<p>1.(自動継続)</p> <p>(3)第1項にかかわらず、この預金について、満期日(継続をしたときはその満期日。以下同じです。)までに通帳記載の取引店(以下「取引店」といいます。)に自動継続の取扱いを取消す旨のお申出があった場合には、自動継続を行わないものとし、この預金は満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条のとおり取扱います。</p> <p>(4)前項のほか、以下の場合には、自動継続を行わないものとし、この預金は満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条のとおり取扱います。</p> <p>①この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合</p> <p>②相続開始のお届けがあった場合</p> <p>③この預金に対して質権が設定され、満期日において質権の解除がなされない場合(ただし、質権について別段の定めがある場合を除く)</p> <p>④前各号のほか当社が自動継続の取扱いを相当でないと認める場合</p> <p>3.(利息)</p> <p>(5)この預金は満期日前に解約することはできません。当社がやむをえないものとしてこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合の利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預</p>	<p>1.(自動継続)</p> <p>(3)第1項にかかわらず、この預金について、満期日(継続をしたときはその満期日。以下同じです。)までに通帳記載の取引店(以下「取引店」といいます。)に自動継続の取扱いを取消す旨のお申出があった場合には、自動継続を行わないものとし、この預金は満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条第2項のとおり取扱います。</p> <p>(4)前項のほか、以下の場合には、自動継続を行わないものとし、この預金は満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条第2項のとおり取扱います。</p> <p>①この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合</p> <p>②相続開始のお届けがあった場合</p> <p>③この預金に対して質権が設定され、満期日において質権の解除がなされない場合(ただし、質権について別段の定めがある場合を除く)</p> <p>④前各号のほか当社が自動継続の取扱いを相当でないと認める場合</p> <p>3.(利息)</p> <p>(5)この預金の全部または一部を第4条第1項により満期日前に解約する場合の利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し(通</p>

入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し(通帳に「複利式」と記載の上、6か月複利の方法により計算するものとします。)、この預金とともに支払います。この場合第4条のとおり取扱います。ただし、預入日から1年後の応当日の前日までは、この預金の一部解約はできません。

4.(預金の解約、書替継続)

この預金を解約または第1条第1項に定める方法以外の方法で書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに取引店に提出してください。

5.(届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。
- (3) 前各項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (4) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

帳に「複利式」と記載の上、6か月複利の方法により計算するものとします。)、この預金とともに支払います。この場合第4条第2項のとおり取扱います。ただし、第4条第1項にかかわらず、預入日から1年後の応当日の前日までは、この預金の一部解約はできません。

4.(預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または第1条第1項に定める方法以外の方法で書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください

5.(届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の書面によって取引店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。
- (3) 前各項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (5) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

<p>10. (規定の変更)</p> <p>この預金規定を変更する場合には、原則として継続前のこの預金の満期日までに規定の変更内容を通知します。また、継続後のこの預金については、変更後の規定により取扱います。</p>	<p>(6) <u>通帳を再発行する場合には、当社店頭に掲示する再発行手数料をいただきます。</u></p> <p>10. (規定の変更)</p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
--	--

●新型定期預金(固定型) <グッドセレクト(固定型)> 規定

改定前	改定後
<p>1.(預金の支払時期)</p> <p>(2)前項にかかわらず、以下の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条のとおり取扱います。</p> <p>①この預金について、満期日までに通帳記載の取引店(以下「取引店」といいます。)に当社所定の方法により指定口座支払の取扱いを取消す旨の申出があった場合</p> <p>②満期日において、指定口座が解約等により存在しない場合</p> <p>(3)前項のほか以下の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条のとおり取扱います。</p> <p>①この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合</p> <p>②この預金について、当社所定の書面により質権の設定を承諾した場合</p> <p>③相続開始のお届けがあった場合</p> <p>④前各号のほか当社が指定口座支払の取扱いを相当でないと認めた場合</p>	<p>1.(預金の支払時期)</p> <p>(2)前項にかかわらず、以下の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、<u>第4条第2条</u>のとおり取扱います。</p> <p>①この預金について、満期日までに通帳記載の取引店(以下「取引店」といいます。)に当社所定の方法により指定口座支払の取扱いを取消す旨の申出があった場合</p> <p>②満期日において、指定口座が解約等により存在しない場合</p> <p>(3)前項のほか以下の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、<u>第4条第2条</u>のとおり取扱います。</p> <p>①この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合</p> <p>②この預金について、当社所定の書面により質権の設定を承諾した場合</p> <p>③相続開始のお届けがあった場合</p> <p>④前各号のほか当社が指定口座支払の取扱いを相当でないと認めた場合</p>

3.(利息)

(4)この預金は満期日前に解約することはできません。当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合の利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し(通帳に「複利式」と記載の上、6か月複利の方法により計算するものとします。)、この預金とともに支払います。この場合第4条のとおり取扱います。ただし、預入日から1年後の応当日の前日までは、この預金の一部解約はできません。

①1年未満 解約日における普通預金利率

②1年以上 約定利率×10%

ただし、1年未満の場合、約定利率の10%を上回らないものとします。

4.(預金の解約、書替継続)

この預金を解約または第1条第1項に定める方法以外の方法で解約または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店に提出してください。

5.(届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

(3) 前各項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(4) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の

3.(利息)

(4)この預金の全部または一部を第4条第1項により満期日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し(通帳に「複利式」と記載の上、6か月複利の方法により計算するものとします。)、この預金とともに支払います。この場合第4条第2項のとおり取扱います。ただし、第4条第1項にかかわらず、預入日から1年後の応当日の前日までは、この預金の一部解約はできません。

①1年未満 解約日における普通預金利率

②1年以上 約定利率×10%

ただし、1年未満の場合、約定利率の10%を上回らないものとします。

4.(預金の解約、書替継続)

(1)この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2)この預金を解約または第1条第1項に定める方法以外の方法で書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください

5.(届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の書面によって取引店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

<p>再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(新設)</p>	<p>(3) 前各項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(4) <u>届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p>(5) <u>通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</u></p> <p>(6) <u>通帳を再発行する場合には、当社店頭に掲示する再発行手数料をいただきます。</u></p> <p>10. (規定の変更)</p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>
--	---

●自動継続新型定期預金(変動型) <グッドセレクト(変動型)> 規定

改定前	改定後
<p>1.(自動継続)</p> <p>(2)この預金の継続日の利率は、継続日において店頭に表示する当社所定の利率とし、その後は下記3. により変更します。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。</p> <p>(3)第1項にかかわらず、この預金について、満期日(継続したときはその満期日。以下同じです。)までに通帳記載の取引店(以下「取引店」といいます。)に自動継続の取扱いを取消す旨のお申出があった場合には、自動継続を行わないものとし、この預金は満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第5条のとおり取扱います。</p> <p>(4)前項のほか、以下の場合には、自動継続を行わないものとし、この預金は満期日</p>	<p>1.(自動継続)</p> <p>(2)この預金の継続日の利率は、継続日において店頭に表示する当社所定の利率とし、その後は第3条により変更します。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。</p> <p>(3)第1項にかかわらず、この預金について、満期日(継続したときはその満期日。以下同じです。)までに通帳記載の取引店(以下「取引店」といいます。)に自動継続の取扱いを取消す旨のお申出があった場合には、自動継続を行わないものとし、この預金は満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第5条第2項のとおり取扱います。</p> <p>(4)前項のほか、以下の場合には、自動継続を行わないものとし、この預金は満期日</p>

以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第5条のとおり取扱います。

- ①この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合
- ②相続開始のお届けがあった場合
- ③この預金に対して質権が設定され、満期日において質権の解除がなされない場合(ただし、質権について別段の定めがある場合を除く)
- ④前各号のほか当社が自動継続の取扱いを相当でないと認める場合

3.(適用利率の変更)

この預金に適用される利率(以下「適用利率」といいます。)は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日(以下「応当日」といいます。)に変更し、変更後の適用利率は、店頭に表示する当社所定の自由金利型定期預金(M型)6か月もの「300万円以上」の利率(以下「指標金利」といいます。)を用いて、次の方式により算定するものとします。ただし、この預金の適用利率について、次の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

- ①預入後(継続したときは継続後)最初の応当日から2回目の応当日の前日までの適用利率
{預入日(継続したときは継続日)のこの預金の適用利率} + {応当日の指標金利 - 預入日(継続したときは継続日)の指標金利}
- ②2回目以降の応当日から次の応当日の前日までの適用利率
(前回の応当日からの適用利率) + (応当日の指標金利 - 前回の応当日の指標金利)
なお、下記4.(8)②に基づき、一部解約により適用される利率の変更があったときは、「前回の応当日からの適用利率」に替えて、「変更後の適用利率」を用いて、算定するものとします。

以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第5条第2項のとおり取扱います。

- ①この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合
- ②相続開始のお届けがあった場合
- ③この預金に対して質権が設定され、満期日において質権の解除がなされない場合(ただし、質権について別段の定めがある場合を除く)
- ④前各号のほか当社が自動継続の取扱いを相当でないと認める場合

3.(適用利率の変更)

この預金に適用される利率(以下「適用利率」といいます。)は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日(以下「応当日」といいます。)に変更し、変更後の適用利率は、店頭に表示する当社所定の自由金利型定期預金(M型)6か月もの「300万円以上」の利率(以下「指標金利」といいます。)を用いて、次の方式により算定するものとします。ただし、この預金の適用利率について、次の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

- ①預入後(継続したときは継続後)最初の応当日から2回目の応当日の前日までの適用利率
{預入日(継続したときは継続日)のこの預金の適用利率} + {応当日の指標金利 - 預入日(継続したときは継続日)の指標金利}
- ②2回目以降の応当日から次の応当日の前日までの適用利率
(前回の応当日からの適用利率) + (応当日の指標金利 - 前回の応当日の指標金利)
なお、第4条第8項第2号に基づき、一部解約により適用される利率の変更があったときは、「前回の応当日からの適用利率」に替えて、「変更後の適用利率」を用いて、算定するものとします。

4.(利息)

(5)この預金は満期日前に解約することはできません。当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合の利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し(通帳に「複利式」と記載の上、6か月複利の方法により計算するものとします。)、この預金とともに支払います。この場合第5条のとおり取扱います。ただし、預入日から1年後の応当日の前日までは、この預金の一部解約はできません。

①1年未満 解約日における普通預金利率

②1年以上 約定利率×10%

ただし、1年未満の場合、約定利率の10%を上回らないものとします。

(9)第1条第3項または同条第4項によりこの預金の自動継続を行わない場合のこの預金の利息は、第2項にかかわらず、あらかじめ指定された方法によらず、満期日以後(第1条第4項の場合は、満期日以後で解約可能となった後)の解約または書替継続の申出があった日にこの預金とともに支払います。この場合には、第5条のとおり取扱います。

5.(預金の解約、書替継続)

この預金を解約または第1条第1項に定める方法以外の方法で書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに取引店に提出してください。

6.(届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名

4.(利息)

(5)この預金の全部または一部を第5条第1項により満期日前に解約する場合の利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し(通帳に「複利式」と記載の上、6か月複利の方法により計算するものとします。)、この預金とともに支払います。この場合第5条第2項のとおり取扱います。ただし、第5条第1項にかかわらず、預入日から1年後の応当日の前日までは、この預金の一部解約はできません。

①1年未満 解約日における普通預金利率

②1年以上 約定利率×10%

ただし、1年未満の場合、約定利率の10%を上回らないものとします。

(9)第1条第3項または同条第4項によりこの預金の自動継続を行わない場合のこの預金の利息は、第2項にかかわらず、あらかじめ指定された方法によらず、満期日以後(第1条第4項の場合は、満期日以後で解約可能となった後)の解約または書替継続の申出があった日にこの預金とともに支払います。この場合には、第5条第2項のとおり取扱います。

5.(預金の解約、書替継続)

(1)この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2)この預金を解約または第1条第1項に定める方法以外の方法で書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください

6.(届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の書面によって取引店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その

<p>その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>(3) 前各項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(4) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>11. (規定の変更)</p> <p>この預金規定を変更する場合には、原則として継続前のこの預金の満期日までに規定の変更内容を通知します。また、継続後のこの預金については、変更後の規定により取扱います。</p>	<p>他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>(3) 前各項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p><u>(4) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p><u>(5) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</u></p> <p><u>(6) 通帳を再発行する場合には、当社店頭に掲示する再発行手数料をいただきます。</u></p> <p>11. (規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
--	--

●新型定期預金(変動型) <グッドセレクト(変動型)> 規定

改定前	改定後
<p>1.(預金の支払時期)</p> <p>(2)前項にかかわらず、以下の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第5条のとおり取扱います。</p> <p>①この預金について、満期日までに通帳記載の取引店(以下「取引店」といいます</p>	<p>1.(預金の支払時期)</p> <p>(2)前項にかかわらず、以下の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第5条第2項のとおり取扱います。</p> <p>①この預金について、満期日までに通帳記載の取引店(以下「取引店」といいます</p>

す。)に当社所定の方法により指定口座支払の取扱いを取消す旨の申出があった場合

②満期日において、指定口座が解約等により存在しない場合

(3)前項のほか以下の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第5条のとおり取扱います。

①この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合

②この預金について、当社所定の書面により質権の設定を承諾した場合

③相続開始のお届けがあった場合

④前各号のほか当社が指定口座支払の取扱いを相当でないと認めた場合

3.(適用利率の変更)

この預金に適用される利率(以下「適用利率」といいます。)は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日(以下「応当日」といいます。)に変更し、変更後の適用利率は、店頭に表示する当社所定の自由金利型定期預金(M型)6か月もの「300万円以上」の利率(以下「指標金利」といいます。)を用いて、次の方式により算定するものとします。ただし、この預金の適用利率について、次の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

①預入後最初の応当日から2回目の応当日の前日までの適用利率

預入日のこの預金の適用利率+(応当日の指標金利-預入日の指標金利)

②2回目以降の応当日から次の応当日の前日までの適用利率

前回の応当日からの適用利率+(応当日の指標金利-前回の応当日の指標金利)

なお、下記4.(7)②に基づき、一部解約により適用される利率の変更があったときは、「前回の応当日からの適用利率」に替えて、「変更後の適用利率」を用いて、算定するものとします。

す。)に当社所定の方法により指定口座支払の取扱いを取消す旨の申出があった場合

②満期日において、指定口座が解約等により存在しない場合

(3)前項のほか以下の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第5条第2項のとおり取扱います。

①この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合

②この預金について、当社所定の書面により質権の設定を承諾した場合

③相続開始のお届けがあった場合

④前各号のほか当社が指定口座支払の取扱いを相当でないと認めた場合

3.(適用利率の変更)

この預金に適用される利率(以下「適用利率」といいます。)は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日(以下「応当日」といいます。)に変更し、変更後の適用利率は、店頭に表示する当社所定の自由金利型定期預金(M型)6か月もの「300万円以上」の利率(以下「指標金利」といいます。)を用いて、次の方式により算定するものとします。ただし、この預金の適用利率について、次の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

①預入後最初の応当日から2回目の応当日の前日までの適用利率

預入日のこの預金の適用利率+(応当日の指標金利-預入日の指標金利)

②2回目以降の応当日から次の応当日の前日までの適用利率

前回の応当日からの適用利率+(応当日の指標金利-前回の応当日の指標金利)

なお、第4条第7項第2号に基づき、一部解約により適用される利率の変更があったときは、「前回の応当日からの適用利率」に替えて、「変更後の適用利率」を用いて、算定するものとします。

4.(利息)

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日まで、通帳記載の預入日の適用利率および上記3.により適用利率を変更した後の適用利率(以下これらの適用利率をそれぞれ「約定利率」といいます。)ならびに各約定利率の適用される期間の日数によって計算し(通帳に「複利式」と記載の上6か月複利の方法により計算するものとします。)、満期日(ただし第1条第2項の場合は満期日以後の解約の申出があった日、また同条第3項の場合は満期日以後かつ解約可能となった後の解約の申出があった日)にこの預金とともに支払います。

(4)この預金は満期日前に解約することはできません。当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し(通帳に「複利式」と記載の上、6か月複利の方法により計算するものとします。)、この預金とともに支払います。この場合第5条のとおり取扱います。ただし、預入日から1年後の応当日の前日までは、この預金の一部解約はできません。

①1年未満 解約日における普通預金利率

②1年以上 約定利率×10%

ただし、1年未満の場合、約定利率の10%を上回らないものとします。

5.(預金の解約、書替継続)

この預金を第1条第1項に定める方法以外の方法で解約または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店に提出してください。

6.(届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

4.(利息)

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日まで、通帳記載の預入日の適用利率および第3条により適用利率を変更した後の適用利率(以下これらの適用利率をそれぞれ「約定利率」といいます。)ならびに各約定利率の適用される期間の日数によって計算し(通帳に「複利式」と記載の上6か月複利の方法により計算するものとしす。)、満期日(ただし第1条第2項の場合は満期日以後の解約の申出があった日、また同条第3項の場合は満期日以後かつ解約可能となった後の解約の申出があった日)にこの預金とともに支払います。

(4)この預金の全部または一部を第5条第1項により満期日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し(通帳に「複利式」と記載の上、6か月複利の方法により計算するものとします。)、この預金とともに支払います。この場合第5条第2項のとおり取扱います。ただし、第5条第1項にかかわらず、預入日から1年後の応当日の前日までは、この預金の一部解約はできません。

①1年未満 解約日における普通預金利率

②1年以上 約定利率×10%

ただし、1年未満の場合、約定利率の10%を上回らないものとします。

5.(預金の解約、書替継続)

(1)この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2)この預金を第1条第1項に定める方法以外の方法で解約または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください

6.(届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の書面によって取引店に届出てください。

<p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>(3) 前各項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(4) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>(3) 前各項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p><u>(4) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p><u>(5) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</u></p> <p><u>(6) 通帳を再発行する場合には、当社店頭に掲示する再発行手数料をいただきます。</u></p> <p><u>11. (規定の変更)</u></p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
--	---

●納税準備預金規定

改定前	改定後
<p>8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名</p>	<p>8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名</p>

<p>その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>(新設)</p>	<p>その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>13.(規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>
---	---

●貯蓄預金規定

改定前	改定後
<p>8.(届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>(新設)</p>	<p>8.(届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>14.(規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>

●通知預金規定

改定前	改定後
<p>7. (届出事項の変更、通帳または証書の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>(新設)</p>	<p>7. (届出事項の変更、通帳または証書の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>11.(規定の変更)</p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>

●期日指定定期預金規定

改定前	改定後
<p>5. (利息)</p> <p>(6) 当社がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって、1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>この預金の全部または一部を解約または書替継続するときは、当社所定の請求書(証書の場合には裏面の受取欄を含みます。)に届出の印章により記名押印して通帳</p>	<p>5. (利息)</p> <p>(6) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって、1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) <u>この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p>

<p>または証書とともに取引店に提出してください。</p> <p>7. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) この預金の全部または一部を解約または書替継続するときは、当社所定の請求書(証書の場合には裏面の受取欄を含みます。)に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください。</p> <p>7. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>11.(規定の変更)</p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>
--	--

●自動継続長期金利連動型変動金利定期預金規定

改定前	改定後
<p>4. (利息)</p> <p>(6) 当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(複利型自動継続長期金利連動型変動金利定期預金については6か月複利の方法により、単利型自動継続長期金利連動型変動金利定期預金については単利の方法により計算するものとします。)し、この預金と</p>	<p>4. (利息)</p> <p>(6) この預金の全部を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(複利型自動継続長期金利連動型変動金利定期預金については6か月複利の方法により、単利型自動継続長期金利連動型変動金利定期預金については単利の方法により計算するものとします。)し、この預金とともに支払</p>

ともに支払います。なお、単利型自動継続長期金利連動型変動金利定期預金で中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。この場合、支払額が期限前解約利息を上回っている場合には、その差額をこの預金から差引計算により清算します。

(以下省略)

(7) 複利型自動継続長期金利連動型変動金利定期預金については、当社がやむをえないものと認めた場合には、預入日から6か月後の応当日以降にその一部について解約することができます。この場合、一部解約する部分についての利息は前項に準じて計算し一部解約するこの預金の元金とともに支払います。また、一部解約後の残余のこの預金の利息は、約定利率を適用して計算します。ただし、この預金の預入日現在において当社がこの預金の店頭表示の利率に関し金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって利率に差異を設けている場合で、一部解約後の残余のこの預金の金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、一部解約後の残余のこの預金についての利息は、この預金の預入日に当該残余のこの預金の金額相当額を預けた場合に適用される利率を約定利率として預入日から適用して計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見

います。なお、単利型自動継続長期金利連動型変動金利定期預金で中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。この場合、支払額が期限前解約利息を上回っている場合には、その差額をこの預金から差引計算により清算します。

(以下省略)

(7) 複利型自動継続長期金利連動型変動金利定期預金については、預入日から6か月後の応当日以降に第5条第1項により、その一部について解約することができます。この場合、一部解約する部分についての利息は前項に準じて計算し一部解約するこの預金の元金とともに支払います。また、一部解約後の残余のこの預金の利息は、約定利率を適用して計算します。ただし、この預金の預入日現在において当社がこの預金の店頭表示の利率に関し金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって利率に差異を設けている場合で、一部解約後の残余のこの預金の金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、一部解約後の残余のこの預金についての利息は、この預金の預入日に当該残余のこの預金の金額相当額を預けた場合に適用される利率を約定利率として預入日から適用して計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。預金者の成年後見人

<p>の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>(新設)</p>	<p>等について、<u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください</p> <p><u>12.(規定の変更)</u></p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
--	---

●長期金利連動型変動金利定期預金規定

改定前	改定後
<p>4. (利息)</p> <p>(5) 当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(複利型長期金利連動型変動金利定期預金については6か月複利の方法により、単利型長期金利連動型変動金利定期預金については単利の方法により計算するものとします。)し、この預金とともに支払います。なお、単利型長期金利連動型変動金利定期預金で中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。この場合、支払額が期限前解約利息を上回っている場合には、その差額をこの預金から差引計算により清算します。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(6) 複利型自動継続長期金利連動型変動金利定期預金については、当社がやむをえないものと認めた場合には、預入日から6か月後の応当日以降にその一部について解約することができます。この場合、一部解約する部分についての利息は前項に準</p>	<p>4. (利息)</p> <p>(5) この預金の全部を<u>第5条第1項</u>により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(複利型長期金利連動型変動金利定期預金については6か月複利の方法により、単利型長期金利連動型変動金利定期預金については単利の方法により計算するものとします。)し、この預金とともに支払います。なお、単利型長期金利連動型変動金利定期預金で中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。この場合、支払額が期限前解約利息を上回っている場合には、その差額をこの預金から差引計算により清算します。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(6) 複利型自動継続長期金利連動型変動金利定期預金については、<u>第5条第1項</u>により、預入日から6か月後の応当日以降にその一部について解約することができます。この場合、一部解約する部分についての利息は前項に準じて計算し一部解約す</p>

じて計算し一部解約するこの預金の元金とともに支払います。また一部解約後の残余のこの預金の利息は、約定利率を適用して計算します。ただし、この預金の預入日現在において当社がこの預金の店頭表示の利率に関し金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって利率に差異を設けている場合で、一部解約後の残余のこの預金の金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、一部解約後の残余のこの預金についての利息は、この預金の預入日に当該残余のこの預金の金額相当額を預けた場合に適用される利率を約定利率として預入日から適用して計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

この預金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

(新設)

るこの預金の元金とともに支払います。また一部解約後の残余のこの預金の利息は、約定利率を適用して計算します。ただし、この預金の預入日現在において当社がこの預金の店頭表示の利率に関し金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって利率に差異を設けている場合で、一部解約後の残余のこの預金の金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、一部解約後の残余のこの預金についての利息は、この預金の預入日に当該残余のこの預金の金額相当額を預けた場合に適用される利率を約定利率として預入日から適用して計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

12. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

●自動継続変動金利型定期預金(標準型)規定

改定前	改定後
<p>4. (利息)</p> <p>(3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。)から解約日の前日までの日数(以下「預入期間」といいます。)および預入日に定める預入期間に応じた利率によって計算(単利型自動継続変動金利型定期預金(標準型)については単利の方法により、複利型自動継続変動金利型定期預金(標準型)については6か月複利の方法により計算するものとします。)し、この預金とともに支払います。ただし、単利型自動継続変動金利型定期預金(標準型)で中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額。以下同じです。)と期限前解約利息との差額を清算します。この場合、支払額が期限前解約利息を上回っている場合には、その差額をこの預金から差引計算により清算します。</p> <p>(4) 通帳式の複利型自動継続変動金利型定期預金(標準型)については、当社がやむをえないものと認めた場合には、この預金の一部を満期日前に解約することができるものとします。ただしこの取扱いは、一部解約後の残余のこの預金(以下「一部解約後の預金」といいます。)の金額が100円以上となる場合に限りです。</p> <p>この場合、一部解約する部分についての利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数について前項に準じて計算し、一部解約する部分のこの預金とともに支払います。</p> <p>一部解約後の預金についての利息は、一部解約日以後も約定利率を適用して計算します。ただしこの預金の預入日現在において当社がこの預金の店頭表示の利率に関し金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって店頭表示の利率に差異を設けている場合で、一部解約後の預金の金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、第1項にかかわらず、この預金の預</p>	<p>4. (利息)</p> <p>(3) この預金の全部を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。)から解約日の前日までの日数(以下「預入期間」といいます。)および預入日に定める預入期間に応じた利率によって計算(単利型自動継続変動金利型定期預金(標準型)については単利の方法により、複利型自動継続変動金利型定期預金(標準型)については6か月複利の方法により計算するものとします。)し、この預金とともに支払います。ただし、単利型自動継続変動金利型定期預金(標準型)で中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額。以下同じです。)と期限前解約利息との差額を清算します。この場合、支払額が期限前解約利息を上回っている場合には、その差額をこの預金から差引計算により清算します。</p> <p>(4) 通帳式の複利型自動継続変動金利型定期預金(標準型)については、<u>第5条第1条</u>により、この預金の一部を満期日前に解約することができるものとします。ただしこの取扱いは、一部解約後の残余のこの預金(以下「一部解約後の預金」といいます。)の金額が100円以上となる場合に限りです。</p> <p>この場合、一部解約する部分についての利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数について前項に準じて計算し、一部解約する部分のこの預金とともに支払います。</p> <p>一部解約後の預金についての利息は、一部解約日以後も約定利率を適用して計算します。ただしこの預金の預入日現在において当社がこの預金の店頭表示の利率に関し金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって店頭表示の利率に差異を設けている場合で、一部解約後の預金の金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、第1項にかかわらず、この預金の預</p>

入日に同じ約定日数で一部解約後の預金を預入した場合に適用される利率(以下「この利率」といいます。)を預入日から適用して計算します。

なお一部解約後の預金の一部または全部を満期日前に解約する場合には、約定利率をこの利率として前項および本項に定める方法により期限前解約利息を計算します。

5. (預金の解約)

この預金を解約または書替継続するときは、所定の受取欄に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください(通帳式の場合、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください。ただし、取引店以外での解約または書替継続は、あらかじめ取引店で、通帳所定欄に押印された印影と届出の印鑑との照合を受けたもの等に限り。)。

6. (届出事項の変更、証書または通帳の再発行等)

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

(新設)

入日に同じ約定日数で一部解約後の預金を預入した場合に適用される利率(以下「この利率」といいます。)を預入日から適用して計算します。

なお一部解約後の預金の一部または全部を満期日前に解約する場合には、約定利率をこの利率として前項および本項に定める方法により期限前解約利息を計算します。

5. (預金の解約)

(1) この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、所定の受取欄に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください(通帳式の場合、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください)。

6. (届出事項の変更、証書または通帳の再発行等)

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

12. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

●変動金利型定期預金(標準型)規定

改定前	改定後
<p>4. (利息)</p> <p>(3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入期間」といいます。)および預入日に定める預入期間に応じた利率によって計算(単利型変動金利型定期預金(標準型)については単利の方法により、複利型変動金利型定期預金(標準型)については6か月複利の方法により計算するものとします。)し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、単利型変動金利型定期預金(標準型)で中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額。以下同じです。)と期限前解約利息との差額を清算します。この場合、支払額が期限前解約利息を上回っている場合には、その差額をこの預金から差引計算により清算します。</p> <p>(4) 通帳式の複利型変動金利型定期預金(標準型)については、当社がやむをえないものと認めた場合には、この預金の一部を満期日前に解約することができるものとします。ただしこの取扱いは、一部解約後の残余のこの預金(以下「一部解約後の預金」といいます。)の金額が100円以上となる場合に限りです。</p> <p>この場合、一部解約する部分についての利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数について前項に準じて計算し、一部解約する部分のこの預金とともに支払います。</p> <p>一部解約後の預金についての利息は、一部解約日以後も約定利率を適用して計算します。ただしこの預金の預入日現在において当社がこの預金の店頭表示の利率に関し金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって店頭表示の利率に差異を設けている場合で、一部解約後の預金の金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、第1項にかかわらず、この預金の預入日に同じ約定日数で一部解約後の預金を預けた場合に適用される利率(以下「この利率」といいます。)を預入日から適用して計算します。</p>	<p>4. (利息)</p> <p>(3) この預金の全部を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入期間」といいます。)および預入日に定める預入期間に応じた利率によって計算(単利型変動金利型定期預金(標準型)については単利の方法により、複利型変動金利型定期預金(標準型)については6か月複利の方法により計算するものとします。)し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、単利型変動金利型定期預金(標準型)で中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額。以下同じです。)と期限前解約利息との差額を清算します。この場合、支払額が期限前解約利息を上回っている場合には、その差額をこの預金から差引計算により清算します。</p> <p>(4) 通帳式の複利型変動金利型定期預金(標準型)については、<u>第5条第1項により</u>、この預金の一部を満期日前に解約することができるものとします。ただしこの取扱いは、一部解約後の残余のこの預金(以下「一部解約後の預金」といいます。)の金額が100円以上となる場合に限りです。</p> <p>この場合、一部解約する部分についての利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数について前項に準じて計算し、一部解約する部分のこの預金とともに支払います。</p> <p>一部解約後の預金についての利息は、一部解約日以後も約定利率を適用して計算します。ただしこの預金の預入日現在において当社がこの預金の店頭表示の利率に関し金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって店頭表示の利率に差異を設けている場合で、一部解約後の預金の金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、第1項にかかわらず、この預金の預入日に同じ約定日数で一部解約後の預金を預けた場合に適用される利率(以下「この利率」といいます。)を預入日から適用して計算します。</p>

なお一部解約後の預金の一部または全部を満期日前に解約する場合には、約定利率をこの利率として前項および本項に定める方法により期限前解約利息を計算します。

5. (預金の解約)

この預金を第1条第1項に定める方法以外の方法で解約または書替継続するときは、所定の受取欄に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください(通帳式の場合、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください。ただし、取引店以外での解約または書替継続は、あらかじめ取引店で、通帳所定欄に押印された印影と届出の印鑑との照合を受けたもの等に限り。)。

6. (届出事項の変更、証書または通帳の再発行等)

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

(新設)

5. (預金の解約)

(1) この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を第1条第1項に定める方法以外の方法で解約または書替継続するときは、所定の受取欄に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください(通帳式の場合、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください)。

6. (届出事項の変更、証書または通帳の再発行等)

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

13. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

●年金式預金＜季節のたより＞規定

改定前	改定後
<p>1. (預金の支払時期)</p> <p>(2)(1)により年金式受取金として支払われた残りの預金(以下「満期元本」といいます。)は通帳記載の満期日(以下「満期日」といいます。)にその利息とともに支払います。</p> <p>(3)(1)および(2)による預金の元本およびその利息の支払は、各受取日および満期日に、あらかじめ指定された預金口座(以下「指定口座」といいます。)に入金するものとし、指定口座は、この預金の存続中は解約しないでください。指定口座が解約されたときは、この預金の元利金は、各受取日または満期日以後に、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。当社は指定口座が解約されたことにより生じる損失(得べかりし利益を含む)については、当社の責めに帰すべき事情が有る場合を除き、いっさい責任を負いません。また、当社の責めに帰すべき事情によらず、各受取日および満期日に指定口座に元利金を入金することができないときも同様とします。</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)各年金式受取金の利息は、預入日からその各年金式受取金の受取日の前日までの日数および通帳記載の利率(以下「約定利率」といいます。)による6か月複利の方法によって計算し、受取日に年金式受取金とともに1.(3)により支払います。受取日以後は、利息を付しません。</p> <p>(2)満期元本の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率による6か月複利の方法によって計算し、満期日に満期元本とともに1.(3)により支払います。満期日以後は、利息を付しません。</p> <p>4. (中途解約の禁止)</p> <p>(1)この預金は満期日前に解約することはできません。ただし、以下の理由により当社がやむをえないと認めた場合は、この預金の全額の解約に応ずることがあります。</p>	<p>1. (預金の支払時期)</p> <p>(2)前項により年金式受取金として支払われた残りの預金(以下「満期元本」といいます。)は通帳記載の満期日(以下「満期日」といいます。)にその利息とともに支払います。</p> <p>(3)第1項および第2項による預金の元本およびその利息の支払は、各受取日および満期日に、あらかじめ指定された預金口座(以下「指定口座」といいます。)に入金するものとし、指定口座は、この預金の存続中は解約しないでください。指定口座が解約されたときは、この預金の元利金は、各受取日または満期日以後に、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。当社は指定口座が解約されたことにより生じる損失(得べかりし利益を含む)については、当社の責めに帰すべき事情が有る場合を除き、いっさい責任を負いません。また、当社の責めに帰すべき事情によらず、各受取日および満期日に指定口座に元利金を入金することができないときも同様とします。</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)各年金式受取金の利息は、預入日からその各年金式受取金の受取日の前日までの日数および通帳記載の利率(以下「約定利率」といいます。)による6か月複利の方法によって計算し、受取日に年金式受取金とともに第1条第3項により支払います。受取日以後は、利息を付しません。</p> <p>(2)満期元本の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率による6か月複利の方法によって計算し、満期日に満期元本とともに第1条第3項により支払います。満期日以後は、利息を付しません。</p> <p>4. (中途解約の禁止)</p> <p>(1)この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</p>

この場合は、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに取扱店に提出してください。

- ①預金者が死亡したとき
- ②預金者が天災地変その他不可抗力のため財産の大部分を滅失したとき
- ③預金者がこの預金をもってしなければ債務を弁済することができないとき
- ④その他①、②、③に準ずる事由があるものと当社が認めたとき

なお、満期日前の解約に当社が応じる場合においても、この預金の一部だけを解約することはできません。

(2)この預金を(1)ただし書きの理由により、満期日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次のいずれか低いほうの利率(年率の小数点第3位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ①解約日の普通預金利率
- ②約定利率の10%

5. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(2)この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(2)以下の理由により当社がやむをえないと認めた場合は、この預金の全額の解約に応ずることがあります。この場合は、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに取扱店に提出してください。

- ①預金者が死亡したとき
- ②預金者が天災地変その他不可抗力のため財産の大部分を滅失したとき
- ③預金者がこの預金をもってしなければ債務を弁済することができないとき
- ④その他①、②、③に準ずる事由があるものと当社が認めたとき

なお、満期日前の解約に当社が応じる場合においても、この預金の一部だけを解約することはできません。

(3)この預金を前2項の規定により、満期日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次のいずれか低いほうの利率(年率の小数点第3位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ①解約日の普通預金利率
- ②約定利率の10%

5. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。

(2)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

(3)前各号の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(4)届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を送付した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし

<p>(新設)</p>	<p>ます。</p> <p><u>(5)この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</u></p> <p><u>(6)通帳を再発行する場合には、当社店頭に掲示する再発行手数料をいただきます。</u></p> <p>10.(規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
-------------	--

●定期預金「夢物語」規定

改定前	改定後
<p>5. (取引内容の変更)</p> <p>この取扱いについては、法令の改廃および金融情勢の変化により変更することがあります。</p> <p>6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p>	<p>5. (<u>規定の変更</u>)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p>

●定期預金「夢物語(特約付)」規定

改定前	改定後
<p>5. (取引内容の変更)</p> <p>この取扱いについては、法令の改廃および金融情勢の変化により変更することがあります。</p> <p>6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p>	<p>5. (規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p>

●当座勘定規定(一般当座)

改定前	改定後
(新設)	<p>第 27 条.(規定の変更)</p> <p><u>① この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>② 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

●当座勘定規定(個人当座用)

改定前	改定後
(新設)	第 27 条.(規定の変更)

	<p>① この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>② 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>
--	--

●当座勘定規定(専用手形口)

改定前	改定後
(新設)	<p>第 24 条.(規定の変更)</p> <p>① この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>② 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>

●当座勘定取引における反社会的勢力との取引拒絶に関する特約(一般当座・個人当座用・専用手形口共通)

改定前	改定後
(新設)	<p>5.(特約の変更)</p> <p>(1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>

●譲渡性預金規定

改定前	改定後
<p>5.(届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって証書面に記載の取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(2) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発</p>	<p>5.(届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(3) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>

<p>行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(3)(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>10. (規定の変更)</u></p> <p><u>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>